

第11回 定時株主総会



招集ご通知



開催日時

2021年**12月6日**（月曜日）

午前**10時**



開催場所

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1

当社本店



決議事項

第1号議案 **取締役11名選任の件**

第2号議案 **監査役1名選任の件**

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネット等により、事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただくよう、強くお願い申し上げます。

会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席の間隔を広くとらせていただくことにより、ご準備できる座席が40席程度となる関係上、ご入場いただける株主さまは座席数を上限とさせていただきます、満席になった場合は入場ができませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

議決権行使について



書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年12月3日（金曜日）
午後5時30分まで

「株主優待のお知らせ」は、
33ページをご覧ください。

株式会社ノエビアホールディングス

証券コード：4928

株主各位

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1
株式会社ノエビアホールディングス
代表取締役社長 大倉 俊

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただくよう、強くお願い申し上げます。

会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席の間隔を広くとらせていただくことにより、ご準備できる座席が40席程度となる関係上、ご入場いただける株主さまは座席数を上限とさせていただき、満席になった場合は入場ができませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2021年12月3日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具



書面の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権の行使

4ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる開示について

以下の事項につきましては、法令及び当社定款第19条に基づき当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

アドレス

<https://www.noevirholdings.co.jp/ir/shareholder/index.htm>

1 日 時 2021年12月6日（月曜日）午前10時（受付開始午前9時）

2 場 所 神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1 当社本店

3 目 的 事 項

報告事項	第11期（2020年10月1日から2021年9月30日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	第1号議案 取締役11名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件

4 議決権行使について

議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使書用紙をご持参いただきましても、株主ではない代理人又は同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載をさせていただきます。

アドレス



<https://www.noevirholdings.co.jp/ir/shareholder/index.htm>

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対応を実施させていただきます。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただくよう、強くお願い申し上げます。
インターネット等による議決権行使方法は、4ページをご覧ください。
- 会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席の間隔を広くとらせていただくことにより、ご準備できる座席が40席程度となる関係上、ご入場いただける株主さまは座席数を上限とさせていただきます。満席になった場合は入場ができませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- ご来場の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場入口にアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご入場の際にご使用ください。
受付にて、体調等に関するチェックシートへご記入いただき、検温をさせていただきます。発熱や咳等の症状のある方や体調不良とお見受けした方は、会場への入場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- 当社役員につきましても、感染症拡大リスクの低減及び会社の事業継続の観点から、当日の健康状態にかかわらず、一部の役員はウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席とさせていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- 当日は、議場における報告事項及び議案の説明を簡潔に行うことにより、例年より時間を短縮して議事進行いたします。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ホームページにてお知らせいたします。

アドレス



<https://www.noevirholdings.co.jp/ir/shareholder/index.htm>

インターネット等による議決権行使のご案内



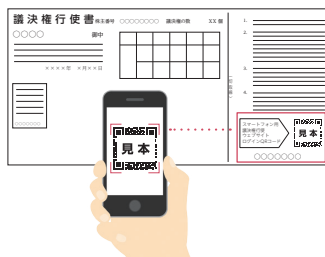
議決権行使期限

2021年12月3日(金曜日)
午後5時30分まで

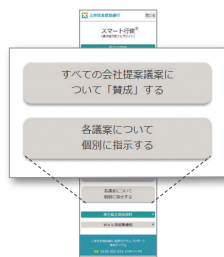
QRコードを読み取る方法(スマート行使®)

スマートフォンやタブレットで、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

三井住友信託銀行によるウェブサイトのメンテナンス作業のための取扱い休止期間
2021年11月27日(土曜日) 午前5時~2021年11月29日(月曜日) 午前5時

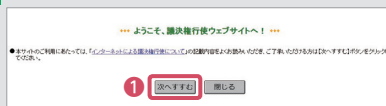
インターネット等により議決権を行使される場合は、次の事項をご確認ください。なお、議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ接続料金及び通信料金は、株主さまのご負担になります。

議決権行使コード、パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

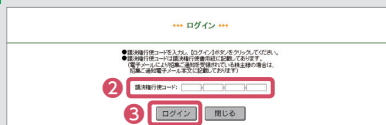


1 議決権行使専用サイトへアクセス



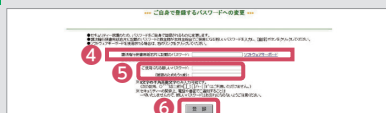
- 1 「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



議決権行使書用紙に記載された ②「議決権行使コード」を入力し、③「ログイン」をクリック

3 パスワードを入力



議決権行使書用紙に記載された ④「パスワード」を入力し、⑤「ご使用になる新しいパスワード」を設定し、⑥「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って
議案に対する賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号 議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となります。
つきましては、経営体制の一層の強化を図るために、社外取締役を3名増員することとし、
取締役11名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名				現在の当社における地位	
1	おお 大	くら 倉	ひろし 昊	再任	代表取締役会長	
2	おお 大	くら 倉	たかし 俊	再任	代表取締役社長	
3	よし 吉	だ 田	いっ 一	こう 幸	再任	常務取締役
4	かい 海	でん 田	やす 安	お 夫	再任	取締役
5	なか 中	の 野	まさ 正	たか 隆	再任	取締役
6	た 田	なか 中	さ 早	なえ 苗	再任 社外 独立	社外取締役
7	き 木	なみ 南	ま 麻	ほ 浦	再任 社外 独立	社外取締役
8	あ 阿	べ 部	え 絵	み 美	ま 麻	再任 社外 独立
9	つち 土	だ 田		りょう 亮	新任 社外 独立	社外監査役
10	いし 石	みつ 光	ま 真	り 理	新任 社外 独立	
11	くろ 黒	だ 田	は は	る る	ひ ひ	新任 社外 独立

候補者番号

1

おお くら ひろし

大倉 昊

(1936年8月9日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1964年4月 ジェイ・エイチ・オークラ・エンド・コンパニーを創業
1971年6月 (株)ジェイ・エイチ・オークラ・エンド・コンパニーを設立
同社代表取締役社長
1978年5月 (株)ノエビアに社名変更
同社代表取締役社長
2009年9月 同社代表取締役会長
2011年3月 同社代表取締役退任
当社代表取締役会長 (現)

取締役候補者とした理由

創業者として、当社グループ全体の発展に貢献しており、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

1,000,000株

候補者番号

2

おお くら たかし

大倉 俊

(1964年1月16日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年9月 (株)ノエビア入社
1993年12月 同社取締役営業本部副本部長兼国際担当
1998年2月 同社常務取締役経営企画室長兼第一営業部担当兼
第四営業部担当
2001年12月 同社代表取締役副社長
2009年9月 同社代表取締役社長
2011年3月 同社代表取締役退任
当社代表取締役社長 (現)

取締役候補者とした理由

当社設立時から代表取締役社長としてグループ経営に取り組み、グループ全体の業績拡大において、中心的な役割を果たしていることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

3,699,000株

〈重要な兼職〉ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク CEO

株主総会参考書類

候補者番号

3

よし だ いっ こう
吉田 一 幸

(1957年6月10日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	取締役候補者とした理由
1982年 1 月 (株)ノエビア入社 2007年12月 同社取締役経営企画部長兼広報・ＩＲ部担当 2009年12月 同社取締役上席執行役員経営企画部長 2011年 3 月 同社取締役退任 当社取締役上席執行役員経営企画部長 2013年12月 当社取締役上席執行役員経営企画部長兼広報・ＩＲ部長 2014年12月 当社取締役経営企画、広報・ＩＲ部門統括責任役員 2021年 9 月 当社常務取締役管理部門統括責任役員（現）	当社において、グループ全体の管理部門の統括を務めており、豊富な経験と経営全般に関する知識を有していることから、取締役候補者としたものです。 ■ 所有する当社の株式の数 2,851株

候補者番号

4

かい でん やす お
海田 安 夫

(1955年11月4日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	取締役候補者とした理由
1978年 7 月 (株)ノエビア入社 1994年12月 同社取締役営業本部副本部長中部地区担当 2009年12月 同社取締役上席執行役員生産物流本部長兼情報システム部担当 2011年 3 月 同社代表取締役社長（現） 当社取締役（現）	当社における重要な子会社の代表取締役社長を務めており、豊富な経験と経営全般に関する知識を有していることから、取締役候補者としたものです。 ■ 所有する当社の株式の数 29,051株

〈重要な兼職〉(株)ノエビア代表取締役社長

候補者番号

5

なか の まさ たか

中野正隆

(1952年4月18日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年6月 (株)ノエビア入社
1995年10月 (株)ノブ代表取締役社長
2000年6月 (株)サナ代表取締役社長
2004年9月 常盤薬品工業(株)取締役副社長
2010年2月 同社代表取締役社長 (現)
2011年3月 当社取締役 (現)

〈重要な兼職〉常盤薬品工業(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社における重要な子会社の代表取締役社長を務めており、豊富な経験と経営全般に関する知識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

7,257株

候補者番号

6

た なか さ なえ

田中早苗

(1962年7月15日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年4月 弁護士登録
1991年9月 田中早苗法律事務所開設 (現)
2007年4月 (株)テレビ朝日放送番組審議会副委員長 (現)
2011年3月 当社社外取締役 (現)
2015年3月 (株)パイロットコーポレーション社外取締役 (現)
2015年5月 松竹(株)社外取締役 (現)
2015年6月 (株)近鉄エクスプレス社外取締役 (現)

〈重要な兼職〉田中早苗法律事務所代表
(株)パイロットコーポレーション社外取締役
松竹(株)社外取締役
(株)近鉄エクスプレス社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士及び他社の社外取締役等として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

25株

株主総会参考書類

候補者番号

7

き な み ま ほ
木 南 麻 浦

(1976年 2月14日生)

再 任

社外取締役
独 立 役 員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
2010年12月 弁護士登録 蔵王法律事務所入所 2017年12月 当社社外取締役（現） きなみ法律事務所開設（現） 2019年 6 月 (株)アドバネクス社外取締役	弁護士としての専門的な見識と、他社の社外取締役としての経験を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。
〈重要な兼職〉 きなみ法律事務所代表	■ 所有する当社の株式の数 25株

候補者番号

8

あ べ え み ま
阿 部 絵 美 麻

(1979年12月31日生)

再 任

社外取締役
独 立 役 員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
2013年12月 弁護士登録 2016年 8 月 マックス総合法律事務所入所（現） 2018年12月 当社社外取締役（現）	弁護士としての専門的な見識を有し、当社取締役会にて、有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。
	■ 所有する当社の株式の数 15株

候補者番号

9

つち だ りょう

土田 亮

(1968年7月4日生)

新任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2002年4月 東亜大学法学部助教授
2003年4月 名城大学法学部助教授
2010年1月 弁護士登録
法律事務所フロンティア・ロー入所（現）
2011年4月 大宮法科大学院大学教授
2014年4月 専修大学法学部教授
2017年11月 ユーピーアール㈱社外取締役（現）
2018年12月 当社社外監査役（現）
2020年4月 上智大学法科大学院教授（現）

〈重要な兼職〉 ユーピーアール㈱社外取締役
上智大学法科大学院教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士、大学教授、当社の社外監査役及び他社の社外取締役等として、専門的な見識を有し、当社取締役会において社内取締役とは違った立場からの有益な意見を期待できることから、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

77株

候補者番号

10

いし みつ ま り

石光 真理

(1973年10月3日生)

新任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2006年10月 弁護士登録
野垣法律事務所入所
2008年5月 ㈱愛媛朝日テレビ番組審議委員（現）
2009年4月 森・石光法律事務所開設
2021年4月 愛媛県弁護士会副会長（現）
2021年10月 みかん法律事務所設立（現）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として、専門的な見識を有し、当社取締役会において社内取締役とは違った立場からの有益な意見を期待できることから、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

0株

株主総会参考書類

候補者番号	くろ だ 黒田はるひ	(1987年4月16日生)	新任	社外取締役 独立役員
11				

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
----------------------	---------------------------

2011年 8 月 弁護士登録	
2011年 9 月 西村あさひ法律事務所入所	
2016年 4 月 本間合同法律事務所入所（現）	弁護士として、専門的な見識を有し、当社取締役会において社内取締役とは違った立場からの有益な意見を期待できることから、社外取締役として適任と判断しました。
	■ 所有する当社の株式の数
	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 田中早苗氏、木南麻浦氏、阿部絵美麻氏及び土田亮氏は、社外取締役候補者であり、当社は各氏を(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。

田中早苗氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年9ヶ月となります。

木南麻浦氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

阿部絵美麻氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

土田亮氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

3. 土田亮氏は、新任の社外取締役候補者であります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって当社監査役を退任する予定であります。

4. 石光真理氏及び黒田はるひ氏は、新任の社外取締役候補者であります。両氏の選任が承認された場合、両氏は独立役員となる予定であります。

5. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、田中早苗氏、木南麻浦氏及び阿部絵美麻氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。

これにより、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。

また、土田亮氏、石光真理氏及び黒田はるひ氏の選任が承認された場合、各氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、当社役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告20ページに記載のとおりです。各候補者が取締役就任した場合には当該保険契約の被保険者となり、また本定時株主総会後に迎える当該契約の保険期間満了後も、契約を継続する予定です。

7. 各候補者の所有する当社の株式の数には、ノエビアホールディングス役員持株会におけるそれぞれの持分を含んでおります。

第2号 議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役土田亮氏が退任されます。
つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

さとう かよ
佐藤 香代

(1979年7月22日生)

新任

社外監査役

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2004年10月 弁護士登録
台東協同法律事務所入所
2014年 5 月 法律事務所たいとう開設（現）
2019年 4 月 日本社会事業大学専門職大学院非常勤講師（現）
2020年 6 月 (株)アドバンスト・メディア社外監査役（現）

社外監査役候補者とした理由

弁護士及び他社の社外監査役として、専門的な見識を有し、客観的な立場からの有益な監査を期待できることから、社外監査役として適任と判断しました。

〈重要な兼職〉法律事務所たいとう代表

(株)アドバンスト・メディア社外監査役

■ 所有する当社の株式の数

0株

- (注) 1. 佐藤香代氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤香代氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 佐藤香代氏は、社外監査役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、同氏は独立役員となる予定であります。
4. 監査役との責任限定契約について
当社は、佐藤香代氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。これにより、同氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものといたします。
5. 当社は、当社役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告20ページに記載のとおりです。佐藤香代氏が監査役に就任した場合には当該保険契約の被保険者となり、また本定時株主総会後に迎える当該契約の保険期間満了後も、契約を継続する予定です。

以 上

事業報告 (2020年10月1日から2021年9月30日まで)

1 グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年10月1日～2021年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益や雇用情勢が依然として厳しい状況にあり、景気の動向はより一層不透明な状況で推移しました。

当社グループが事業を展開する市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。

このような環境の中、中期経営計画のテーマ「グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現」に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高51,272百万円（前期比1.1%減）、営業利益8,557百万円（同6.2%増）、経常利益8,972百万円（同8.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益6,383百万円（同13.6%増）となりました。

▶ 売上高

51,272百万円（前期比 **1.1**%減）

▶ 営業利益

8,557百万円（前期比 **6.2**%増）

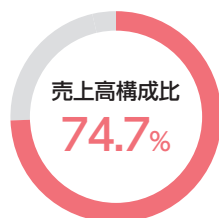
▶ 経常利益

8,972百万円（前期比 **8.9**%増）

▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

6,383百万円（前期比 **13.6**%増）

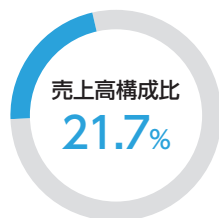
セグメント別の状況



化粧品事業 売上高 **38,325**百万円 セグメント利益 **9,600**百万円

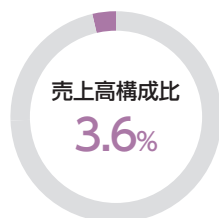
化粧品事業は、売上高38,325百万円（前期比1.1%減）、セグメント利益9,600百万円（同1.0%増）となりました。

カウンセリング化粧品及びセルフ化粧品の売上は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、微減となりました。



医薬・食品事業 売上高 **11,117**百万円 セグメント利益 **1,442**百万円

医薬・食品事業は、売上高11,117百万円（前期比1.4%減）、セグメント利益1,442百万円（同14.3%増）となりました。



その他の事業 売上高 **1,828**百万円 セグメント利益 **156**百万円

その他の事業は、売上高1,828百万円（前期比0.2%増）、セグメント利益156百万円（同1,454.5%増）となりました。



2 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響は、今後も不透明な状況が見込まれます。

このような環境の中、当社グループの主要事業である化粧品、医薬・食品事業の市場における変化や多様化に対応するため、中期経営計画のテーマ「グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現」を推し進めていくことが対処すべき課題と認識しております。

3 経営方針及び中長期的な戦略

当社グループでは、売上高、営業利益及び自己資本当期純利益率/ROEを重要な経営指標とし、企業価値の最大化と収益性の向上を実現してまいります。

テーマ	グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現
-----	-----------------------------

5つの方針

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 日本市場でのイノベーションと持続的利益創出 |
| 2 | ブランド価値の向上 |
| 3 | 人材、組織の多様化加速 |
| 4 | 研究開発・生産・物流の多様化加速による競争力強化 |
| 5 | 変化に対応できる経営の推進 |

2022年9月期の連結業績予想

売上高	585億円	営業利益	92億円
-----	-------	------	------

(注) 2022年9月期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用します。

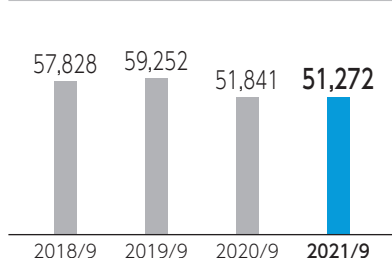
4 財産及び損益の状況

区 分	2018年9月期 (2017年10月1日～ 2018年9月30日)	2019年9月期 (2018年10月1日～ 2019年9月30日)	2020年9月期 (2019年10月1日～ 2020年9月30日)	2021年9月期 当連結会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月30日)
売上高 (百万円)	57,828	59,252	51,841	51,272
営業利益 (百万円)	11,343	11,992	8,060	8,557
経常利益 (百万円)	11,577	12,247	8,242	8,972
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,842	7,226	5,618	6,383
営業利益率 (%)	19.6	20.2	15.5	16.7
1株当たり当期純利益 [EPS] (注) (円)	228.56	211.57	164.48	186.88
1株当たり配当金 (円)	180	200	205	210
自己資本当期純利益率 [ROE] (%)	14.1	13.8	10.7	12.3
総資産 (百万円)	82,809	83,330	80,052	80,448
純資産 (百万円)	51,998	52,946	52,243	52,233

(注) 1株当たり当期純利益 [EPS] は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

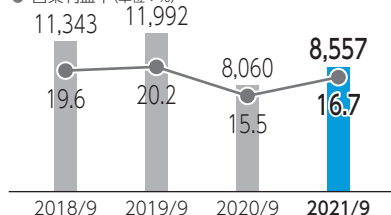
売上高

(単位: 百万円)



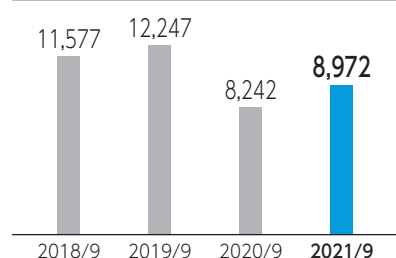
営業利益 / 営業利益率

■ 営業利益 (単位: 百万円)
● 営業利益率 (単位: %)



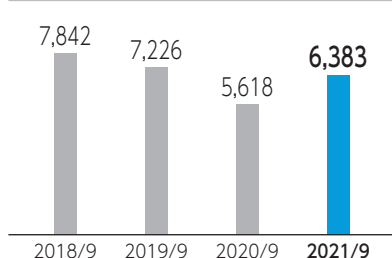
経常利益

(単位: 百万円)



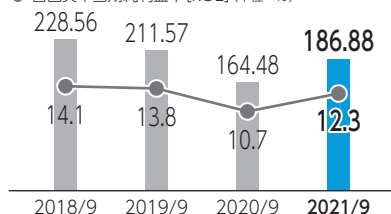
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位: 百万円)



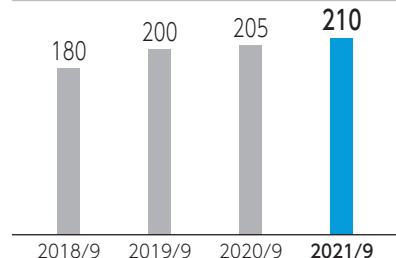
1株当たり当期純利益 [EPS] / 自己資本当期純利益率 [ROE]

■ 1株当たり当期純利益 [EPS] (単位: 円)
● 自己資本当期純利益率 [ROE] (単位: %)



1株当たり配当金

(単位: 円)



事業報告

5 主要な事業内容

区分	主要な事業内容
化粧品事業	化粧品及びトイレタリーの製造販売、化粧雑貨の仕入販売
医薬・食品事業	医薬品及び食品の製造・仕入販売
その他の事業	アパレル・ボディファッション及び航空機・船舶の仕入販売、航空運送・操縦訓練事業、その他

6 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ノエビア	7,319百万円	100%	化粧品の製造販売、栄養補助食品の仕入販売
常盤薬品工業株式会社	4,301百万円	100%	医薬品及び食品の製造販売、化粧品の仕入販売

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

特定完全子会社の名称	株式会社ノエビア
特定完全子会社の住所	神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	40,819百万円
当社の総資産額	58,057百万円

7 主要な営業所及び工場等

当社

神戸本社（本店）
東京本社

神戸市中央区
東京都中央区

株式会社ノエビア

神戸本社（本店）
営業拠点
工場
研究所

神戸市中央区
仙台、東京、名古屋、神戸、広島、福岡
滋賀工場 滋賀県東近江市
グループ総合研究所 滋賀県東近江市

常盤薬品工業株式会社

神戸本社（本店）
営業拠点
工場

神戸市中央区
仙台、東京、名古屋、神戸、広島、福岡
三重工場 三重県伊賀市

8 従業員の状況

グループ従業員数	1,453名
----------	--------

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員168名（年平均）は含まれておりません。

9 資金調達の状況と主要な借入先

資金調達の状況については特記すべき事項はございません。また、主要な借入先については該当事項はございません。

10 剰余金の配当に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と考えております。よって、中長期的な事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的な配当を継続することを基本方針としております。当期の期末配当金は上記方針に則り、直近の配当予想から5円増配し、1株当たり普通配当210円といたします。

次期の配当金は、1株当たり普通配当年間210円を予定しております。

11 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の総額：539百万円
主に、滋賀工場及び三重工場の製造設備によるものであります。

2 | 株式に関する事項 (2021年9月30日現在)

1 発行可能株式総数	145,000,000株
2 発行済株式の総数	34,156,623株
3 株主数	19,805名
4 大株主	

株主名	持株数	持株比率
株式会社エヌ・アイ・アイ	12,382 千株	36.25 %
大倉 俊	3,699	10.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,338	6.85
大倉 昊	1,000	2.93
株式会社三井住友銀行	900	2.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	661	1.94
株式会社かんぽ生命保険	466	1.36
ノエビアホールディングス従業員持株会	397	1.16
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE I EDU UC ITS CL I ENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT	345	1.01
日本コルマー株式会社	310	0.91

(注) 持株比率は自己株式(235株)を控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しております。

3 会社役員 の 状況

1 取締役及び監査役 (2021年9月30日現在)

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況等
代表取締役会長	大倉 昊	
代表取締役社長	大倉 俊	ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク CEO
常 務 取 締 役	吉 田 一 幸	管理部門 統括責任役員
取 締 役	海 田 安 夫	(株)ノエビア代表取締役社長
取 締 役	中 野 正 隆	常盤薬品工業(株)代表取締役社長
社 外 取 締 役	田 中 早 苗	弁護士 田中早苗法律事務所代表、(株)パイロットコーポレーション 社外取締役、松竹(株)社外取締役、(株)近鉄エクスプレス社外取締役
社 外 取 締 役	木 南 麻 浦	弁護士 きなみ法律事務所代表
社 外 取 締 役	阿 部 絵 美 麻	弁護士 マックス総合法律事務所所属
常 勤 監 査 役	濱 口 雅 之	
社 外 監 査 役	杉 本 和 也	公認会計士 杉本会計事務所代表
社 外 監 査 役	土 田 亮	ユーピーアール(株)社外取締役、上智大学法科大学院教授、 弁護士 法律事務所フロンティア・ロー所属

- (注) 1. 取締役のうち田中早苗氏、木南麻浦氏及び阿部絵美麻氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち杉本和也氏及び土田亮氏は、社外監査役であります。
3. 監査役杉本和也氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役田中早苗氏、同木南麻浦氏及び同阿部絵美麻氏、監査役杉本和也氏及び同土田亮氏を(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。これにより、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失の無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
6. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金と争訟費用が補償されます。ただし、補償については限度額を設けており、また被保険者が法令違反を認識して行った行為等に起因した損害は補償対象外としております。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。2021年9月30日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況
上 席 執 行 役 員	小 山 隆	総務、法務部門 統括責任役員
執 行 役 員	橋 本 真	人事部門 統括責任役員
執 行 役 員	羽 生 光 嘉	経理部門 統括責任役員
執 行 役 員	あゆ 鮎 川 和 也	経営企画、広報・IR部門 統括責任役員
執 行 役 員	おお 大 倉 健	内部監査部門 統括責任役員

2 取締役及び監査役の報酬等の額

	報酬額	支給人員
取締役	1,243 百万円	8 名
(うち社外取締役を除く)	(1,224)	(5)
監査役	44	3
(うち社外監査役を除く)	(30)	(1)
社外役員	33	5

(注) 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

当社の役員報酬は、取締役においては、中期経営計画において「グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現」を目指し、企業価値の最大化と収益の向上を実現するために、各事業年度における会社業績への個人の貢献を勘案した報酬とし、株主総会において承認された総額の範囲内であることとしております。決定にあたり、手続きの公正性、透明性及び客観性を確保するため、過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会において審議した結果を、取締役会へ答申し、取締役会は、その意見を尊重し審議の上、報酬のあり方や金額を取締役会決議により決定することとしております。

当事業年度においては、2021年1月以降の取締役の報酬額について、2020年12月に指名・報酬諮問委員会を開催し、委員全員が出席の上、審議、同月の取締役会へ答申を行い、同取締役会において上記の方針に基づいて審議、決定いたしました。

監査役においては、適法、適正な監査の実施のため、貢献に応じた報酬としております。株主総会において承認された総額の範囲内で、各監査役の能力、監査実績などを総合的に勘案し監査役会の協議にて決定することとしております。

当社の役員の報酬総額は、取締役報酬については、2018年12月7日開催の第8回定時株主総会において、年額15億円以内とすることが、監査役報酬については、2011年12月9日の第1回定時株主総会において、年額1億円以内とすることが、それぞれ決議されております。各定めに係る取締役は8名、監査役は3名です。

3 社外役員に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役田中早苗氏は、田中早苗法律事務所代表、(株)パイロットコーポレーション、松竹(株)及び(株)近鉄エクスプレスの社外取締役を兼任しております。尚、当社と同法律事務所並びに各社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役木南麻浦氏は、きなみ法律事務所代表を兼任しております。尚、当社と同法律事務所との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役阿部絵美麻氏は、マックス総合法律事務所に所属しております。尚、当社と同法律事務所との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役杉本和也氏は、杉本会計事務所代表を兼任しております。尚、当社と同会計事務所との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役土田亮氏は、ユーピーアール(株)の社外取締役及び上智大学法科大学院教授を兼任し、法律事務所フロンティア・ローに所属しております。尚、当社と同社並びに同大学、同法律事務所との間に特別の利害関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	田 中 早 苗	12回／12回	—	弁護士及び他社の社外取締役等としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外取締役	木 南 麻 浦	12回／12回	—	弁護士及び他社の社外取締役としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外取締役	阿 部 絵 美 麻	12回／12回	—	弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外監査役	杉 本 和 也	12回／12回	11回／11回	公認会計士としての経験と見識に基づき経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外監査役	土 田 亮	12回／12回	11回／11回	弁護士、大学教授及び他社の社外取締役等としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。

4 | 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	32百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3 監査役会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

4 非監査業務の内容

「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

連結計算書類

連結貸借対照表

2021年9月30日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	51,128
現金及び預金	31,101
受取手形及び売掛金	9,307
商品及び製品	5,951
仕掛品	116
原材料及び貯蔵品	1,263
未収入金	2,836
その他	571
貸倒引当金	△20
固定資産	29,320
有形固定資産	22,041
建物及び構築物	5,322
機械装置及び運搬具	1,418
土地	13,964
リース資産	1,027
建設仮勘定	122
その他	186
無形固定資産	431
のれん	240
ソフトウェア	70
その他	120
投資その他の資産	6,847
投資有価証券	2,779
繰延税金資産	2,705
その他	1,382
貸倒引当金	△20
資産合計	80,448

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	8,639
支払手形及び買掛金	2,592
リース債務	112
未払金	2,401
未払法人税等	1,649
賞与引当金	102
返品調整引当金	589
その他	1,192
固定負債	19,575
リース債務	1,000
長期預り保証金	12,415
繰延税金負債	492
退職給付に係る負債	5,531
その他	136
負債合計	28,215
純資産の部	
株主資本	50,357
資本金	7,319
利益剰余金	43,040
自己株式	△1
その他の包括利益累計額	1,568
その他有価証券評価差額金	1,730
為替換算調整勘定	△27
退職給付に係る調整累計額	△134
非支配株主持分	306
純資産合計	52,233
負債純資産合計	80,448

連結計算書類

連結損益計算書 2020年10月1日から2021年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	51,272
売上原価	18,241
売上総利益	33,031
販売費及び一般管理費	24,473
営業利益	8,557
営業外収益	455
受取利息	8
受取配当金	17
為替差益	39
保険解約返戻金	183
保険配当金	56
その他	151
営業外費用	41
訴訟和解金	40
その他	1
経常利益	8,972
特別利益	6
固定資産売却益	6
特別損失	12
固定資産除売却損	12
税金等調整前当期純利益	8,966
法人税、住民税及び事業税	2,915
法人税等調整額	△409
当期純利益	6,459
非支配株主に帰属する当期純利益	76
親会社株主に帰属する当期純利益	6,383

計算書類

貸借対照表 2021年9月30日現在		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,821	流動負債	285
現金及び預金	3,346	未払金	153
売掛金	132	未払費用	7
前払費用	48	未払法人税等	18
未収入金	1,292	預り金	54
その他	0	その他	51
固定資産	53,236	固定負債	408
投資その他の資産	53,236	繰延税金負債	408
投資有価証券	2,547	負債合計	693
関係会社株式	50,167	純資産の部	
関係会社長期貸付金	520	株主資本	55,732
その他	1	資本金	7,319
資産合計	58,057	資本剰余金	25,918
		資本準備金	1,830
		その他資本剰余金	24,088
		利益剰余金	22,496
		その他利益剰余金	22,496
		繰越利益剰余金	22,496
		自己株式	△1
		評価・換算差額等	1,630
		その他有価証券評価差額金	1,630
		純資産合計	57,363
		負債純資産合計	58,057

損益計算書 2020年10月1日から2021年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	8,801
一般管理費	3,500
営業利益	5,300
営業外収益	465
受取利息	3
受取配当金	14
受取手数料	444
その他	3
経常利益	5,766
税引前当期純利益	5,766
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	△302
当期純利益	6,065

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

株式会社ノエビアホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
神 戸 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 宏 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 崎 充 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノエビアホールディングスの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノエビアホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査報告書

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

株式会社ノエビアホールディングス

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
神 戸 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 宏 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 崎 充 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノエビアホールディングスの2020年10月1日から2021年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

監査報告書

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月8日

株式会社ノエビアホールディングス 監査役会

常勤監査役 濱 口 雅 之 ㊞

社外監査役 杉 本 和 也 ㊞

社外監査役 土 田 亮 ㊞

以 上

株主の皆さまの日ごろのご支援に感謝し、株主優待を実施させていただきます。

■ 対象者

2021年9月30日現在100株以上保有の株主さま

■ お申込み期間

2021年11月20日（土）▶ 12月6日（月）

※締切日（12月6日）までにお申込みがない場合、株主優待品の発送は対応いたしかねます。

■ お申込み方法 ※Web申込み制

当社ホームページの株主優待サイトから、同封のご通知書に記載の「ID（株主番号）」と「パスワード」を入力してお申込みください。お申込み後の変更はお受けできませんのでご注意ください。

株主優待サイト



■ 株主優待品内容

1,000株以上保有の株主さま

「ノエビアグループ商品セット」又は「ノエビア商品フリーチョイス」からお選びください。（税抜22,000円相当）



ノエビアグループ商品セット

<写真左より>

- ・ノエビア 99+ クレンジングフォーム（ジェントル）
- ・ノエビア 99+ スキンローション（リッチ）
- ・ノエビア 99+ ミルクローション（リッチ）
- ・ノエビア 薬用ハンドクリアジェル *
- ・ノブ オリゴマリン ローション *
- ・エクセル リップナイズド LN01（ハッピーエンド）

100株以上1,000株未満保有の株主さま

ノエビアグループ商品Aセット又はBセットからお選びください。（税抜2,000円相当）

Aセット



Bセット



<Aセット>

- ・ノブ ソープ D
- ・ノエビア キッチンメイトN（ハーフサイズ）

<Bセット>

- ・ノエビア 薬用プロテクトハンドクリーム *
- ・なめらか本舗 ハリつやフレンジング洗顔 N

* 医薬部外品

<お問合せ先>

株主優待サポートデスク TEL：0120-191-115（9：00～17：00／土・日・祝日除く）

株主メモ

事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日

定時株主総会 毎年12月

株主確定日 9月30日、3月31日

単元株式数 100株

株主名簿管理人
及び特別口座
の口座管理機関 〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1
三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉2-8-4
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

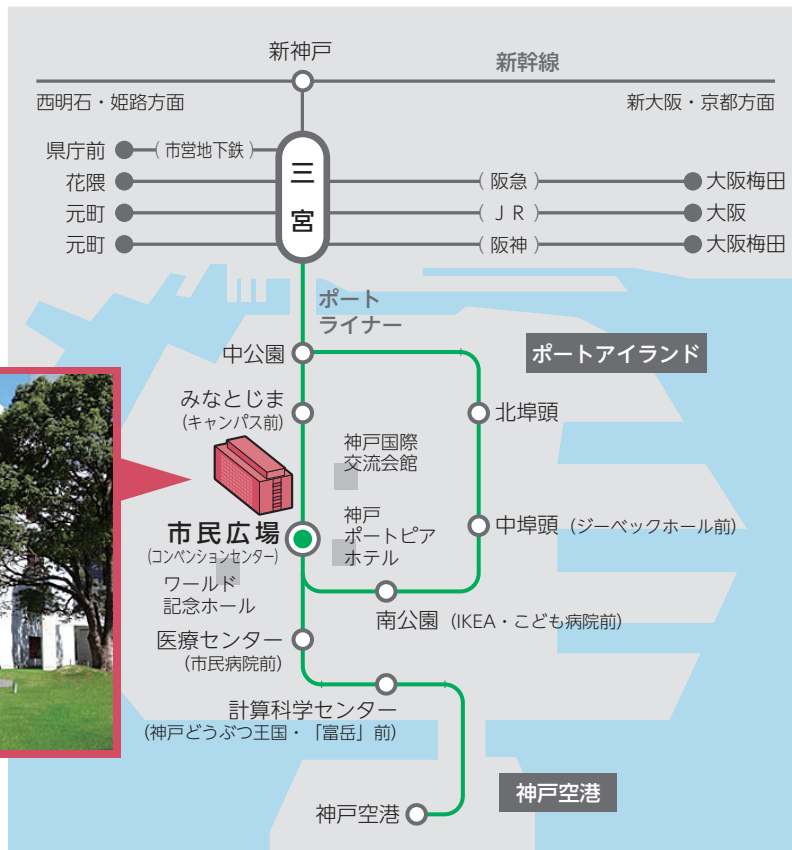
(電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次事務は三井住友信託銀行株式会社で行っております。

電子公告掲載のホームページアドレス <https://www.noevirholdings.co.jp/ir/announce/index.htm>

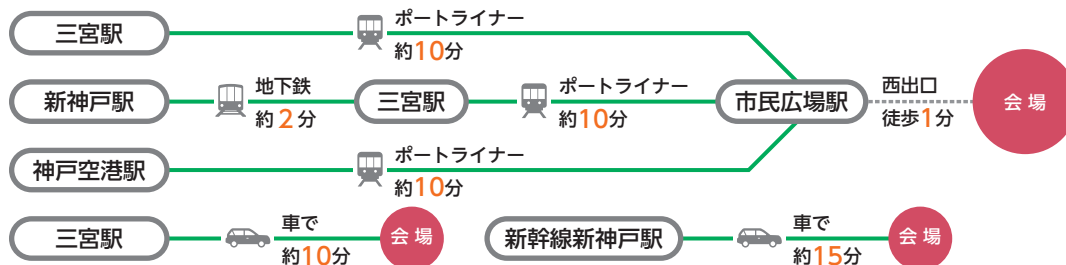
株主総会会場 ご案内図

会場

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1
当社本店



交通



当社は、株主総会におけるお土産配布は行っておりません。
ご了承ください。

